

【様式 1-2】

一般社団法人山口県観光連盟 御中

「旅々やまぐち割プラス」
クーポン登録店参加申請書
～電子クーポン対応版～

「旅々やまぐち割プラス」のクーポン登録店として参加申請するため、下記のとおり提出いたします。

【事業者等情報】

フリガナ	
事業者等名	
代表所在地	〒
電話番号	() -
電子メールアドレス	
フリガナ	
経理(会計)担当者名	
参加店舗数	店舗 (店舗数は別紙「参加店舗等一覧」と合致すること)
精算方法 (希望項目に○印を記入)	<p>複数店舗をお持ちのオーナー様は、下記の①②どちらかをお選びください。</p> <p>(1)「複数店舗一括振込 (事業者代表に一括で振込) 」</p> <p>(2)「単独店舗振込 (各店舗それぞれに振込) 」</p> <p>⇒(2)をご希望の場合、各店舗毎に「クーポン登録店参加申請書」及び別紙「クーポン登録店参加店舗等一覧」を作成の上ご提出ください。</p>

※電子クーポンの導入にはメールアドレスの登録が必須となります。

※電子メールアドレス、経理担当者名、精算方法を除く上記の内容と別紙「参加店舗等一覧」の店舗名、業種、クーポン決済方式は、「旅々やまぐち割プラス」公式ホームページ並びに regionPAY アプリ内に掲載する場合があります。

【振込先口座】

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	労働金庫 農協	本店 支店
	銀行コード	支店コード	① 普通 ・ ② 当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

※口座番号が7桁に満たない場合は、0をつけて必ず7桁にしてください。(例 12345 → 001234)

【登録条件】

次の項目について、すべて満たす必要があります。満たしている項目に☑印を記入してください。

- 山口県内の土産物店や飲食店、観光施設、アクティビティ及び交通関連事業者等であって、国内口座を有していること。
- 「山口県暴力団排除条例」（平成 22 年 山口県条例第 37 号）を遵守すること。
- 行政からの要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号））の規定に基づく営業自粛要請、時短営業要請等に従うこと。
- クーポン登録店において従業員に感染者が出た場合や、クーポン登録店を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく事務局に報告を行うこと。
- 事務局が提供するクーポン登録店用マニュアルに基づき、クーポンと引換えに商品等の提供を行うこと。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守すること。
- クーポン登録店であることが明確になるよう、事務局が提供する販促ツール（ポスター、ステッカー等）を旅行者から見えやすい場所に掲示すること。
- 旅々やまぐち割プラス公式ホームページ上に事業者名、所在地等の公開に同意すること。
- regionPAY の MPM 方式が対応可能であること。また MPM 方式での決済処理を行うことが可能なスタッフを配置すること。MPM 方式に加えて、CPM 方式での決済もできる場合は、事業者において QR コードが読み取れるカメラ機能が付いたスマートフォン、タブレット端末又はそれに類する機材、及びインターネット環境を準備すること。
- 県内に複数の店舗等を所有する事業者等は、参加登録する店舗等を明確にし、登録申請とともに次のいずれかの精算方法を選択すること。

【精算方法】

- (1) 「複数店舗一括振込（事業者代表に一括で振込）」、
- (2) 「単独店舗振込（各店舗それぞれに振込）」
 - ・利用者の決済情報は、参加店登録後に送付する ID・PW を用いて、管理画面の売上一覧にて確認可能。
 - ・振込については参加店用マニュアルに記載のスケジュール（1 か月に 2 回）、事務局による確認を経て指定口座への振込を実施する。
 - ・決済手数料、換金手数料は事務局負担とする。
- 事業者は、登録申請とともに次のいずれかのクーポン決済方式をあらかじめ選択すること。

【クーポン決済方式】

- (1) MPM 方式、CPM 方式いずれも対応可能
 - (2) MPM 方式のみ対応可能
- ※MPM 方式はアプリ決済、CPM 方式は紙(QRコード入り)決済のことを指します。
- 山口県観光連盟が必要と判断した場合に、参加申請書に記載した情報について山口県の関係部署、事業所所在地の市町及び警察に提供することについて同意すること。
 - その他関係法令や公序良俗に反しないこと。

【クーポン換金条件】

次の項目について、すべて遵守する必要があります。遵守する項目に☑印を記入してください。

- 事業が一時停止された場合、または事業の適用外期間が設けられた場合は、クーポンの使用を停止します。
- クーポンの盗難・紛失・滅失又は不正、又は改ざん等に対して、山口県観光連盟及び事務局は責を負いません。クーポンの盗難・紛失・滅失等については、登録事業者等へ損害賠償責任が発生する場合があります。
- 本事業に係る証拠書類等は、国及び県の監査対象となる可能性があることから、事業終了の翌年度から起算して 5 年後の年度末まで、各クーポン登録店で保管してください。

【責務等】

次の項目について、すべて遵守する必要があります。遵守する項目に☑印を記入してください。

- クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
 - ▶ 提供する商品等が、旅々やまぐち割プラスで定めるクーポンの利用対象にならない商品等に該当しないこと。
- クーポンを現金と交換、または第三者への売買、譲渡しないこと。
- クーポンを使用して購入した商品等の返品の際には現金で返金をしないこと。
- 電子クーポンの決済方法は、【MPM・CPM方式】又は【MPM方式のみ】のいずれかとする。
- クーポン登録店で独自にクーポンの使用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等でその旨を明示すること。
- 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又はクーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの決済を拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等、クーポン使用者に不利となる差別的扱いを行わないこと。
- 有効なクーポンを使用しようとする旅行者からクーポンの使用に関し苦情又は相談を受けた場合、クーポン登録店と旅行者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘もしくは指導を受けた場合等には、クーポン登録店の費用と責任をもって対処し、解決にあたること。
- クーポン登録店が旅行者の不正使用を知り得ながらクーポンを決済すること、旅行者に不正を促すこと等によりクーポン登録店または旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、調査が完了するまで当該クーポン登録店におけるクーポンの精算代金の支払いを保留することに同意すること。また、クーポン登録店又は旅行者が不正に利益を得た場合、クーポン登録店は、決済したクーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還すること。
- 不正、又は改ざん等されたクーポンによる決済がなされ、事務局がクーポンの使用状況等の調査の協力を求めた場合には、これに協力すること。またクーポン登録店は、事務局から指示があった場合又はクーポン登録店が必要と判断した場合には、クーポン登録店が所在する所轄警察署に被害届を提出すること。
- その他、事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。

【その他の遵守事項】

次の項目について、すべて遵守する必要があります。遵守する項目に☑印を記入してください。

- 本事業において、規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の全部又は違反若しくは不正に係る部分に関し、返還に応じます。
- 本事業に関する実施状況、経理の状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。

上記の内容について遵守します。

令和 年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

【必要書類等】

以下の書類の同封を確認後、☑印を記入してください。

- 事業者等を営業する上で、必要な許可を得ていることを証する書類（営業許可証等）の写し
- クーポン登録店参加店舗等一覧
- 口座番号を確認できる書類
(通帳の表紙と中開きのページ（通帳を開いた最初のページ）のコピー）又は、口座証明書、インターネットバンキング口座情報記載画面のコピー等、口座番号及び口座名義、フリガナが分かるもの